

議案第 27 号

石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する
条例の臨時特例に関する条例を制定することについて

石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時
特例に関する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第
67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

財政状況等を鑑み，教育長の給料月額を減ずるため。

改 正 要 綱

教育長の給料月額を平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 5 日までの
間，20 パーセント減ずることとするもの。

石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の
臨時特例に関する条例

石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成17年石岡市条例第54号）第1条第2項に規定する教育長の給料月額を，平成29年4月1日から平成29年11月5日までの間，当該金額から20パーセントを減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。